

公募手続きの開始のお知らせ

次のとおり公募します。

2024年12月19日

中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸株式会社

代表取締役 山口 直宏

1. 業務名 北陸自動車道 敦賀管内維持修繕業務（敦賀基地）
2. 業務場所
北陸自動車道
自) 滋賀県長浜市木之本町（木之本 I C）
至) 福井県南条郡南越前町（今庄 I C）
舞鶴若狭自動車道
自) 福井県小浜市府中（小浜 I C）
至) 福井県敦賀市高野（敦賀 J C T）
3. 契約期間 2025年5月1日 から 2026年4月30日
4. 業務期間 2025年5月1日 から 2026年3月31日
5. 業務内容 本業務は、業務場所に示す道路区間の維持修繕作業を安全かつ確実・適正に24時間・365日実施することを通じて、お客さまへ安全・安心な道路空間の提供を図るものである。
6. 契約の基本事項
 - (1) 本業務は、技術提案と価格を総合的に評価して契約の相手先を決定する総合評価方式である。
 - (2) 本業務は、全ての見積参加者から単価表の提出を求める。
 - (3) 本業務は、契約予定者の提示した価格が妥当であることについて確認するための協議（以下「価格協議」という。）を実施し、価格協議に基づく価格で契約するものとする。
7. 競争参加要件
当該業務契約に係る競争に参加する者は、次に掲げる項目をすべて満足しなければならない。
 - (1) 当社に協力会社登録を行っていること。
なお、行っていない場合は、当該業務の競争参加に係る申請書等（以下、「競争参加申請書」という。）の提出までに当社ホームページを参考に協力会社申請を行うこと。
 - (2) 滋賀県又は福井県に本社（店）又は支社（店）又は営業所を有する者。
なお、本社（店）・支社（店）・営業所は建設業法の営業所であること。
 - (3) 会社は建設業許可（建設業法：昭和46年制定、平成29年11月10日改正）業種区分の「土木工事業」、「とび・土工工事業」、「舗装工事業」のすべてを有すること。

- (4) 会社は、2014 年度以降に完成・引渡し完了した次の同種又は類似の作業の実績を有すること。
同種作業として、年間を通して実施する、片側 2 車線以上の高速道路における交通規制を伴う維持修繕作業（雪氷対策作業を含む清掃作業、植栽作業、緊急作業、交通事故復旧作業のいずれかの作業）。
- 類似作業として、年間を通して実施する、公共機関から受注した片側 2 車線(※1)以上の自動車専用道路、国道・県道・主要地方道における交通規制を伴う維持修繕作業（雪氷対策作業を含む清掃作業、植栽作業、緊急作業、交通事故復旧作業のいずれかの作業）
- (※1) 暫定 2 車線の実績は認めない。
- (5) 配置予定の現場代理人及び主任技術者は、会社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
恒常的な雇用関係とは、競争参加申請書の提出日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。
- (6) 配置予定の現場代理人あるいは主任技術者のどちらかは、上記の会社に求める (4) の経験を有すること。主任技術者は主任技術者となれる国家資格または経験を有すること。
- (7) 雪氷対策作業の体制は、雪氷基地等において、除雪機械のオペレーター、助手、基地連絡員等の人員、経験を有する者を配置するものとする。
- (8) 社会的影響の大きい不正行為等があり、契約の相手方として不適格と認められる者ではないこと。

8. 総合評価方式に関する事項

(1) 総合評価方式の仕組み

本契約の総合評価方式は、技術提案内容の評価による技術評価点と見積書の価格により算定される価格評価点とを加算した総合評価点が、最も高い者を契約予定者とする総合評価方式である。

具体的な技術的要件及びその評価に関する基準については、競争参加説明書による。

(2) 契約予定者の決定方法

技術提案書に記載された内容の評価による技術評価点に 0.8 を乗じた値と見積書の価格により算定される価格評価点に 0.2 を乗じた値とを加算した総合評価点の最も高い者を契約予定者とする。

総合評価点数の算出方法は、以下のとおりとする。

① 総合評価点： $(\text{技術評価点} \times 0.8) + (\text{価格評価点} \times 0.2)$

② 技術評価点：下記 (4) による技術提案について、各評価項目における項目別配点の合計点
(満点 100 点)

③ 価格評価点：100-200 (P/L-X/L)

ここに、 P：入札書に記載の価格（見積価格）

L：契約目安価格

X：最低見積価格

④ 見積価格が契約目安価格を超える場合も価格評価を行う。

- (3) 上記 (2) において、総合評価点の最も高い者が 2 者以上あるときは、技術評価点が高い者を契約予定者とする。

(4) 技術提案書

① 技術提案を求める内容

技術提案を求める内容は、維持修繕作業（雪氷対策作業を含む清掃作業、植栽作業、緊急作業、交通事故復旧作業のいずれかの作業）を 24 時間・365 日、安全かつ確実・適正に実施できるように、会社の業務実績、配置予定技術者の業務経験、雪氷対策作業の会社経験、雪氷対策作業の基地連絡員等の経験年数などである。

② 技術提案の履行に関する事項

契約の相手先となったものの責めに帰すべき事由により、技術提案内容のその全部又は一部を履行しなかった場合は、その程度により当該業務の評価の減点及び不履行の提案内容によっては請負代金額の減額を行う。

なお、当該業務の評価とは、施工体制・作業状況やその出来栄え・品質等の評価するもので、その評価結果によって次年度の業務の継続会社として適切であるかを判断するものである。

9. 手続き等に関する事項

(1) 競争参加説明書等の交付期間、場所及び方法

競争参加希望者には、手続き開始のお知らせの写し、競争参加申請書、見積参加者に対する指示書、維持修繕業務下請契約約款、維持修繕業務仕様書、設計図、特記仕様書、単価表（以下、「設計図書等」という。）を交付する。

設計図書等は、手続き開始のお知らせから、2025 年 1 月 17 日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日並びに年末年始の 2024 年 12 月 28 日（土）から 2025 年 1 月 5 日（日）を除く毎日午前 10 時から午後 4 時までの間、下記の場所において、設計図書等は CD 等に複製したものにより無料で交付する。

なお、下記（3）の質問等の回答のため、メールアドレスを交付時に提出するものとする。

中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸株式会社 保全事業部

（住 所） 〒920-0024 金沢市西念三丁目 1 番 9 号

（電話番号） 076-261-8111

(2) 競争参加申請書の提出期間及び提出場所

競争参加希望者は、競争参加資格確認及び技術評価資料申請書（以下「競争参加申請書」という。）を提出するものとする。

なお、申請書等は競争参加説明書に基づき作成するものとする。

競争参加申請書の提出期間及び提出場所は、下記のとおりとする。

① 提出期間

本公募の日から 2025 年 1 月 24 日（金）までの土曜日、日曜日及び休日並びに年末年始の 2024 年 12 月 28 日（土）から 2025 年 1 月 5 日（日）を除く毎日午前 10 時から午後 4 時まで

② 提出場所

上記（1）に同じ。

③ 競争参加申請書の確認

受付時に単純な記載漏れ等の確認を行うので、申請書内容を理解し、説明できる者が持参すること。

なお、提出にあたっては、日時の事前連絡を上記（１）にすること。

（３）競争参加申請書、技術提案書及び設計図書等に関する質問

１）競争参加申請書、技術提案書及び設計図書等に関する質問は、メールにより提出すること。

① 受付期間

本公募の日から 2025 年 1 月 10 日（金）までの土曜日、日曜日及び休日並びに年末年始の 2024 年 12 月 28 日（土）から 2025 年 1 月 5 日（日）を除く毎日午前 10 時から午後 4 時まで

② 質問受付メールアドレス koubo@c-nexco-hmh.jp

２）１）の質問に対する回答書は、2025 年 1 月 17 日（水）までに競争参加希望者すべてに送付する。

（４）見積書提出期間及び提出場所

当社が競争参加要件を有していると審査した者には、見積書の提出依頼を行う。提出依頼を受けた者は、見積書を提出するものとする。

見積書

① 提出期間

2025 年 1 月 31 日（金）から 2025 年 2 月 20 日（木）までの休日を除く毎日午前 10 時から午後 4 時まで

② 提出場所

上記（１）に同じ。見積書は持参すること。

③ その他

見積書は封書とし代表者印で封かんするものとする。

（５）見積書の開封の日時及び場所

① 開封日時 2025 年 2 月 21 日（金） 午後 1 時 30 分

② 開封場所 上記（１）に同じ。

10. その他

（１）当該業務に係る次年度以降の契約を、当該業務の評価に基づき、契約相手方と随意契約を締結する場合があります、最大 2 回までとする。

なお、契約内容については、一部変更追加することがある。

次年度の契約期間：2026 年 4 月 1 日から 2027 年 4 月 30 日まで（13 ヶ月間）

次年度の業務期間：2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日まで（12 ヶ月間）

（２）提出された競争参加申請書、見積書・技術提案書は、返却しない。

（３）手続に関する問い合わせ先は、上記 9.（１）に同じ。

（４）競争参加申請書に虚偽を記述した者に対しては、必要な措置を講ずる場合がある。